(六)　地方公務員共済組合は、組合員たる被保険者に係る厚生年金の保険料並びに短期給付及び福祉事業の掛金を一体的に徴収することとした。（第一一四条～第一一五条関係）

(七)　地方公務員等共済組合法の短期給付及び長期給付の制度は、地方公務員法第四三条に規定する共済制度とすることとした。（第一四五条関係）

2　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法関係

追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額（年額）について、その年金額が控除調整下限額（二三〇万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た金額）を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の一〇〇分の二七に相当する額を控除した金額とすることとした。ただし、その控除額が控除前の年金額の一〇〇分の一〇に相当する額を超えるときは、当該一〇〇分の一〇に相当する額を当該控除額とし、控除後の年金額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって当該年金額とすることとした。（第一三条の二、第二二条の二及び第二七条の二関係）

四　私立学校教職員共済法及び日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正関係

1　私立学校教職員共済法関係

(一)　準用する国家公務員共済組合法の長期給付関係規定の改正に伴う読替え規定の削除等所要の規定の整備を行うこととした。（第二五条～第二五条の三関係）

(二)　日本私立学校振興・共済事業団は、私学共済制度の加入者たる被保険者に係る厚生年金の保険料を共済掛金と一体的に徴収することとした。（第二七条関係）

2　日本私立学校振興・共済事業団法関係

日本私立学校振興・共済事業団は、その業務として厚生年金保険法による保険給付等を行うこととした。（第二三条関係）

五　国民年金法の一部改正関係

厚生年金保険法の一部改正における実施機関の規定の整備に伴う用語の整理等の所要の規定の整備を行うこととした。

六　特別会計に関する法律の一部改正関係

厚生年金勘定の歳入に実施機関（厚生労働大臣を除く。）からの拠出金を加え、歳出に実施機関（厚生労働大臣を除く。）への交付金を加える等の所要の措置を講じることとした。（第一一一条関係）

七　恩給法等の一部を改正する法律の一部改正関係

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の属する月以降の文官に給する普通恩給等の年額について、当該年額が控除調整下限額（二三〇万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た額）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額とすることとした。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とすることとした。（附則第六条関係）

八　経過措置

1　厚生年金保険制度における年金たる保険給付に関する経過措置等

(一)　旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすこととした。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七条関係）

(二)　施行日以前において共済組合等が支給する改正前共済法の規定による年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金である給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としないこととした。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一一条関係）

(三)　保険料率の経過的特例（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八三条～第八五条関係）

(1)　国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員たる被保険者等の保険料率については、施行日の属する月から平成二八年八月までの月分の一、〇〇〇分の一七二・七八から、毎年度一、〇〇〇分の三・五四ずつ引き上げ、平成二九年九月から平成三〇年八月までの月分については一、〇〇〇分の一七九・八六とし、平成三〇年九月に一、〇〇〇分の一八三とすることとした。

(2)　私学共済制度の加入者たる被保険者等の保険料率

保険料率については、施行日の属する月から平成二八年三月までの月分の一、〇〇〇分の一四三・五四から、毎年度一、〇〇〇分の三・五四ずつ引き上げ、平成三八年四月から平成三九年三月までの月分については一、〇〇〇分の一八二・四八とし、平成三九年四月に一、〇〇〇分の一八三とするほか、被保険者等の負担する保険料の一部について、実施機関積立金以外の積立金の一部をもって充てることができることとした。

(四)　在職支給停止の強化に伴う既裁定年金への影響を緩和するための経過的な措置を講じ、賃金と改正前の在職支給停止による支給停止後の年金額との合計額の一〇〇分の一〇に相当する額を改正後の在職支給停止の支給停止額の上限とするとともに、特別支給の老齢厚生年金に係る在職支給停止については、賃金と改正前の在職支給停止による支給停止後の年金額の合計額（月額）が三五万円を下回って停止しないこととした。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一三条～第一七条関係）

九　検討（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条及び第三条関係）

1　公務員等の職域加算額廃止後の新たな年金については、平成二四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとした。

2　職域加算額の廃止に伴う必要な経過措置については、別に法律で定めることとした。

一〇　この法律は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。ただし、二の2、三の2及び七の事項は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日から、三の1の(一)は平成二六年一二月一日から施行することとした。

◇社会保障制度改革推進法（法律第六四号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第一三号）附則第一〇四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本的な考え方

社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとすることとした。（第二条関係）

(1)　自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

(2)　社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。